

「地域に密着した介護サービスの運営方針」について

1 背景

平成 18 年 4 月介護保険制度改正に伴い、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、新たなサービス体系として地域密着型サービスが創設された。

【特異点】

- ① 指定、指導・監督権限が市に移管
- ② 地域の実情に応じた指定基準の設定（神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営基準に関する指導指針）
- ③ 公平・公正で透明性を担保する仕組み（運営推進会議）
などが盛り込まれた。

2 根拠

神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営基準に関する指導指針

3 作成

地域に密着した介護サービスの運営方針（以下「運営方針」という。）は、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等に基づくと共に、「地域に密着した介護サービスの運営方針の項目について」を参考に、当該事業所の事業理念、事業年度計画や月・週・日の活動状況などを具体的に示すことで作成する。

運営方針の作成プロセスにおいては、当該事業所の管理者を中心とした職員等により原案を検討し、当該事業所の運営推進会議において審議し、その意見を反映させて決定する。

4 説明及び公表

運営方針は、当該事業所の利用者やその家族等に対して書面を交付して説明する。また、当該事業所を圏域とするあんしんすこやかセンターや地域住民の代表者等に対しても同様の説明を行うとともに、公表する。

5 運用

事業者は、当該事業所の運営方針に基づき地域密着型サービスを提供するが、運営方針に含まれていないサービスを行う場合には、その事由と効果について検討した後に実施し、すみやかに運営推進会議に報告する。

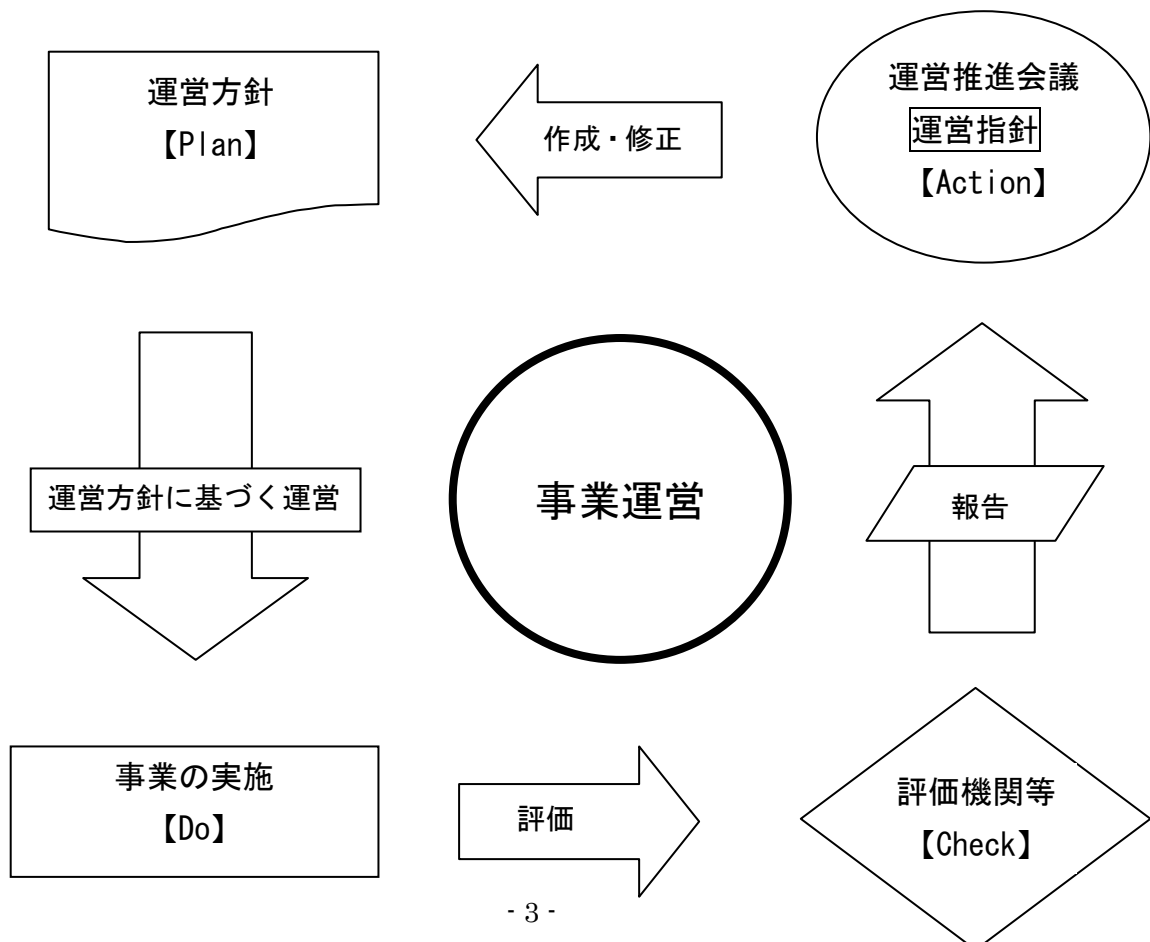
また、自己評価及び外部評価の結果などにより、当該運営方針を変更する必要があるときは、運営推進会議の審議を経るなどにより運営方針を改正する。

（参考）別紙（「地域に密着した介護サービスの運営方針」の運用について）のとおり

「地域に密着した介護サービスの運営方針」の運用について

- 1 運営方針の作成 (Plan) : 事業者は、管理者及び職員等の検討により原案を作成し、運営推進会議の審議を経て決定する。
- 2 地域密着型サービスの実施 (Do) : 事業者は、国の人員・設備・運営基準、市運営指針及び運営方針等に基づき、事業年間計画、月・週・日事業プログラムを実施する。
- 3 地域密着型サービス実施の評価 (Check) : 自己評価及び外部評価の結果等により実施している地域密着型サービスの要改善点が明らかとなる。
- 4 運営方針の見直しの検討 (Action) : 運営推進会議は、地域密着型サービスの改善点が明らかとなり、改善点に関する運営方針の項目を変更又は新設するため審議し、事業者に意見を付する。
- 5 運営方針の改正 (Plan) : 事業者は、運営推進会議の意見を参考にして、管理者及び職員等の検討により運営方針を改正する。

【運営方針の運用イメージ図】



「地域に密着した介護サービスの運営方針」ガイドライン

1 概要

本市では、市民にわかりやすい地域密着型サービスを提供するとともに、そのサービスの質の向上を図るため、地域密着型サービス事業者は、事業運営にあたり持つべき理念やサービスの質の向上に資する方策等を定めた地域に密着した介護サービスの運営方針（以下「運営方針」という。）を作成し、すみやかに公表するものとする。また、運営推進会議は、事業所の地域密着型サービスの実施状況について評価、要望するとともに、よりよい運営方針の作成のために、改正の際に関与するものとする。

2 運営方針を作成するサービス種別

- ① 小規模多機能型居宅介護
- ② 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- ③ 地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模な介護専用型有料老人ホーム等）
- ④ 地域密着型介護老人福祉施設（小規模な特別養護老人ホーム）
- ⑤ 認知症対応型通所介護

3 運営方針の項目

別紙「地域に密着した介護サービスの運営方針の項目について」のとおり

4 運営方針の公表の方法

事業者は、市民（要介護者等）が安心して利用できる事業所の選択のために、また、介護サービスの質の向上を図るために、当該事業所及び事業者の主たる事務所等において閲覧できるようにするほか、自らのホームページ等も活用して公表するものとする。

5 運営方針の実施時期

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 新規指定申請する事業者 | 指定後 6 月以内 |
| ② 上記以外の事業者（既存事業所） | 平成 20 年 4 月末 |
- （なお、市外に所在する事業所にあつては、除外するものとする。）

地域に密着した介護サービスの運営方針の項目について

神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針に基づく地域に密着した介護サービスの運営方針については、次の項目を参考に、事業者が、自らの創意工夫により、具体的で分かりやすい項目の細目を作成するものとする。なお、示している項目は小規模多機能居宅介護及び認知症対応型共同生活介護事業所を想定したものである。

1 理念に基づく運営

(1) 理念の共有

- (例) ・ 地域密着型サービスとしての理念
 - ・ 理念の共有と日々の取り組み
 - ・ 家族や地域への理念の浸透

(2) 地域との支えあい

- (例) ・ 地域との信頼関係の構築及び連携
 - ・ 事業所の力を活かした地域貢献

(3) 理念を実現するための制度の理解と活用

- (例) ・ 評価の意義の理解と活用
 - ・ 運営推進会議を活かした取り組み
 - ・ 市との連携
 - ・ 権利擁護に関する制度の理解と活用
 - ・ 虐待の防止の徹底

(4) 理念を実現するための実践

- (例) ・ 契約に関する説明と納得
 - ・ 運営に関する利用者意見の反映
 - ・ 家族等への報告
 - ・ 運営に関する家族等の意見の反映
 - ・ 運営に関する職員意見の反映
 - ・ 柔軟な対応に向けた勤務調整
 - ・ 職員の異動等による影響への配慮

(5) 人材の育成と支援

- (例) ・ 職員を育て、定着を促す取り組み
 - ・ 同業者との交流を通じた向上
 - ・ 職員のストレス軽減に向けた取り組み
 - ・ 向上心を持って働き続けるための取り組み

2 安心と信頼に向けた関係づくりと支援

(1) 相談から利用に至るまでの関係づくりとその対応

- (例) ・ 初期に築く本人との信頼関係
 - ・ 初期に築く家族との信頼関係
 - ・ 初期対応の見極めと支援
 - ・ 馴染みながらのサービス利用

(2) 新たな関係づくりとこれまでの関係継続への支援

- (例) ・ 本人と共に過ごし支えあう関係
 - ・ 本人と共に支えあう家族との関係
 - ・ 本人と家族のより良い関係に向けた支援

- ・馴染みの人や場との関係継続の支援
- ・利用者同士の関係の支援
- ・関係を断ち切らない取り組み

3 その人らしい暮らしを続けるためのケアマネジメント

(1) 一人ひとりの把握

- (例) ・ 思いや意向の把握
- ・ これまでの暮らしの把握
 - ・ 暮らしの現状の把握

(2) 本人がより良く暮らし続けるための介護計画の作成と見直し

- (例) ・ チームでつくる利用者本位の介護計画
- ・ 現状に即した介護計画の見直し
 - ・ 個別の記録と実践への反映

(3) 多機能性を活かした柔軟な支援

- (例) ・ 事業所の多機能性を活かした支援

(4) 本人がより良く暮らし続けるための地域資源との協働

- (例) ・ 地域資源との協働
- ・ 他のサービスの活用支援
 - ・ 地域包括支援センターとの協働
 - ・ かかりつけ医の受診支援
 - ・ 認知症の専門医等の受診支援
 - ・ 地域の医療関係者との連携
 - ・ 入院者の円滑な在宅復帰(帰所)に向けた医療機関との連携
 - ・ 重度化や終末期に向けたケア方針等の共有
 - ・ 重度化や終末期に向けたチームでの支援
 - ・ 住み替えに伴う心身の変調の防止

4 その人らしい暮らしを続けるための日々の支援

(1) その人らしい暮らしの支援

ア 一人ひとりの尊重

- (例) ・ プライバシーの確保の徹底
- ・ 利用者の希望の表出や自己決定の支援
 - ・ 日々のその人らしい暮らし

イ その人らしい暮らしを続けるための基本的な生活の支援

- (例) ・ 身だしなみやおしゃれの支援
- ・ 食事を楽しむことのできる支援
 - ・ 本人の嗜好の支援
 - ・ 気持ちよい排泄の支援
 - ・ 入浴を楽しむことができる支援
 - ・ 安眠や休息の支援

ウ その人らしい暮らしを続けるための社会的な生活の支援

- (例) ・ 役割、楽しみごと、気晴らしの支援
- ・ お金の所持や使うことの支援
 - ・ 日常的な外出支援
 - ・ 普段行けない場所への外出支援
 - ・ 電話や手紙の支援

- ・家族や馴染みの人の訪問支援

エ 安心と安全を支える支援

(例) ・身体拘束をしないケアの実践

- ・鍵をかけないケアの実践
- ・利用者の安全確認
- ・注意の必要な物品の保管・管理
- ・事故防止のための取り組み
- ・急変や事故発生時の備え
- ・災害対策
- ・リスク対応に関する家族等との話し合い

オ その人らしい暮らしを続けるための健康面の支援

(例) ・体調変化の早期発見と対応

- ・服薬支援
- ・便秘の予防と対応
- ・口腔内の清潔保持
- ・栄養摂取や水分確保の支援
- ・感染症予防
- ・食材の管理
- ・食欲が湧き栄養面も考慮した食事計画

(2) その人らしい暮らしを支える生活環境づくり

ア 居心地の良い環境づくり

(例) ・安心して出入りできる玄関まわりの工夫

- ・居心地のよい共用空間づくり
- ・共用空間における一人ひとりの居場所づくり
- ・居心地よく過ごせる居室の配慮
- ・換気・空調の配慮

イ 本人の力の発揮と安全を支える環境づくり

(例) ・身体機能を活かした安全な環境づくり

- ・わかる力を活かした環境づくり
- ・建物の外周りや空間の活用